第５回

七尾・鹿北合併協議会

会 議 資 料

第5回七尾・鹿北合併協議会

日　　時　　平成14年8月5日（月）午後1時30分～
場　　所　　能登島町総合センター（役場）　2階　ホール

1　開　　会

2　会長あいさつ

3　協議事項

協議第12号　小委員会（建設計画）の名称及び付託事項について ・・・・・ 1
協議第13号　町字の区域、名称の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
協議第14号　慣行の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4　確認事項

第6回合併協議会開催等日程について

5　その他

6　閉会のあいさつ（開催地　能登島町長）

7　閉　会

協議第１２号

協議項目　小委員会の名称及び付託事項について

１　「建設計画」に関する小委員会について

（１）名　　称　(案)
「新市建設計画調整委員会」

（２）付託事項（案)
建設計画の調整
① 新市の建設の基本方針
② 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項
③ 公共的施設の統合整備に関する事項
④ 財政計画

２　建設計画に関する小委員会委員名簿

市町名	委員区分	氏　　名
七 尾 市	１号委員	横　田　　強
〃	２号委員	木　下　　彬
〃	３号委員	小　田　禎　彦
田鶴浜町	１号委員	大　橋　　覚
〃	２号委員	野　崎　　博
〃	３号委員	柘　植　英　一
中 島 町	２号委員	助　田　　尚
〃	３号委員	松　瀬　敏　雄
〃	４号委員	細　谷　平内次郎
能登島町	１号委員	井　上　一　男
〃	２号委員	桂　　撤　男
〃	３号委員	堀　口　順　子

協議会資料

新市建設計画の策定方針について

新市建設計画は、新市の将来ビジョンです。この計画は、新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりの指針となるもので、合併特例法に定める様々な財政措置がこの計画に基づき講じられます。

【策定方針】

1、計画の主旨 （合併特例法第 5 条第 2 項）

新市建設計画は、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図り、新市の均衡ある発展に資するものです。

2、計画の構成 （合併特例法第 5 条第 1 項）

新市建設計画は次の 4 項目で構成します。

① 新市の建設の基本方針
② 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項
③ 公共施設の統合整備に関する事項
④ 新市の財政計画

3、計画の期間 （合併特例法第 11 条第 2 項及び第 11 条の 2 第 1 項）

新市建設計画は、合併後の 10 年間とします。

4、計画の策定体制

新市建設計画の策定は、地元説明会の開催など住民参加のもと、合併協議会が主体的に取り組むものとします。

5、策定の基本的な考え方

新市建設計画は、1市3町の基本構想をはじめ、国・県等の上位計画との整合性を図りながら、新市の将来構想をふまえ策定します。

基本的な考え方は次のとおりです。

① 新しい時代を展望した長期的視野に立つ。
② 公共施設の整備統合は、住民生活の急激な変化を及ぼさない。
③ 健全な財政運営に努める。
④ 新市建設を総合的かつ効果的に推進し、ハード面の整備だけでなくソフト面にも配慮する。
⑤ 新市の均衡ある発展に努め、周辺地域の振興整備等の方策を重点項目として明確に位置付ける。

協議第１３号

協議項目　町・字の区域、名称の取り扱いについて

１　現在、七尾市には１２７町、田鶴浜町には１７字、中島町には３６字、能登島町には２１字が存在する。

２　合併の際に、町(字)の区域や名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第２６０条の規定に基づき、市(町)長が議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出ることが必要である。

３　町(字)の名称は、地域の歴史や文化がしみ込んでおり、住民にとっても愛着が深い。町(字)の区域や名称の取り扱いは慎重にしなければならない。

調整方針(案)

１　町・字について

（１）町・字の区域は、従前のとおりとする。

（２）住居表示上の「字」の表記はしないものとする。

例　「字○○」を「○○」とする。

（３）町・字の名称は、原則、従前のとおりとする。

なお、名称が類似している町・字については、地域住民の意向を最大限尊重し、調整するものとする。

２　新市における町・字の名称にかかる旧自治体名の取扱いについては、地域住民の意向を最大限尊重し、新市の名称が決定の後、速やかに各市町において調整するものとする。

協議参考資料

関係法令

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項
（市町村区域内の町又は字の区域）

政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

解　釈
（１）　第１項の「字」とは、「大字」及び「小字」をいう。

用語解説
字とは、市町村の区域内の一定の区域をいう。「**字**」には、いわゆる「**字**」のみならず「**大字**」又は「**小字**」も含まれる。市町村の区域内の一定の区域を「**町**」というときがあるが、これについては「**字**」と同様に考えてよい。

ここでいう「**町**」とは、普通地方公共団体としての「**町**」ではなく、市町村の区域内の一定の区域としての「**町**」を意味する。

協議参考資料

町・字の区域及び名称の取扱い（先進事例）

北上市（平成３年４月１日　新設　　北上市　和賀町　江釣子村）

・　３市町村の町・字の区域は従前のとおりとする。

・　名称については、和賀町においては和賀郡を北上市に、江釣子村においては和賀郡江釣子村を北上市に置き換えるものとする。なお、北上市においては簡素化の方向で検討する。

ひたちなか市（平成６年１１月１日　新設　　勝田市　那珂湊市）

・　２市の町字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似町字名については、２市の長が別に協議して定めるものとする。

※　同一又は類似町字については、勝田市においては、「勝田」を那珂湊市については、「湊」を冠に付した。

［例］　中央町、泉町　　勝田市・・・・勝田中央町、勝田泉町
　　那珂湊市・・・湊中央町、湊泉町

篠山市（平成１１年４月１日　新設　　篠山町　西紀町　丹南町　今田町）

・　４町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。

※　篠山町、西紀町、丹南町の字については、従来のとおりとし、今田町については、従来の字の前に今田町を冠に付した。

あきるの市（平成７年９月１日　新設　　秋川市　五日市町）

・　２市町の町・字名の名称及び地域は、従来のとおりとする。

○徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会（山口県）

・　町字名の変更は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する町字については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。

○取手市・藤代町合併協議会（茨城県）

・　２市町の町・字の区域は従前のとおりとする。名称については、両市町ともに「大字」を除くものとする。

協議参考資料

七尾市・田鶴浜町・中島町・能登島町の町・字一覧表

○七尾市（127町）

府中町（フチュウマチ）　作事町（サクジマチ）　相生町（アイオイチョウ）　橘町（タチバナチョウ）　塗師町（ヌシマチ）　今町（イママチ）　袖ヶ江町（ソデガエチョウ）　川原町（カワラマチ）　鍛冶町（カジマチ）　湊町1丁目（ミナトマチ）

湊町2丁目（ミナトマチ）　郡町（コオリマチ）　矢田新町（ヤタシンマチ）　亀山町（カメヤマチョウ）　生駒町（イコマチョウ）　一本杉町（イッポンスギマチ）　阿良町（アラマチ）　米町（コメマチ）　三島町（ミシマチョウ）　昭和町（ショウワマチ）

寿町（コトブキマチ）　常盤町（トキワマチ）　木町（キマチ）　白銀町（シロガネチョウ）　魚町（ウオマチ）　桜町（サクラマチ）　富岡町（トミオカチョウ）　松本町（マツモトチョウ）　馬出町（ウマダシマチ）　西藤橋町（ニシフジハシマチ）　南藤橋町（ミナミフジハシマチ）

北藤橋町（キタフジハシマチ）　神明町（シンメイチョウ）　御祓町（ミソギチョウ）　大手町（オオテマチ）　桧物町（ヒモノマチ）　八幡町（ヤワタマチ）　国下町（コクガマチ）　千野町（チノマチ）　多根町（タネマチ）　八田町（ハッタマチ）

中挟町（ナカバサミマチ）　江曽町（エソマチ）　飯川町（イガワマチ）　若林町（ワカバヤシマチ）　下町（シモマチ）　白馬町（シロウママチ）　細口町（ホソグチマチ）　国分町（コクブマチ）　青葉台町（アオバダイマチ）　本府中町（モトフチュウマチ）

上府中町（カミフチュウマチ）　山王町（サンノウマチ）　藤橋町（フジハシマチ）　栄町（サカエマチ）　所口町（トコログチマチ）　天神川原町（テンジンガワラマチ）　藤野町（フジノマチ）　竹町（タケマチ）　後畠町（ウシロバタケチョウ）　古府町（フルコマチ）

南ヶ丘町（ミナミガオカマチ）　小池川原町（コイケガワラマチ）　古城町（フルシロマチ）　古屋敷町（フルヤシキマチ）　矢田町（ヤタマチ）　大和町（ヤマトマチ）　万行町（マンギョウマチ）　佐野町（サノマチ）　佐味町（サミマチ）

大田町（オオタマチ）　大田新町（オオタシンマチ）　殿町（トノマチ）　沢野町（サワノマチ）　小島町（コジママチ）　津向町（ツムギマチ）　松百町（マットウマチ）　新保町（シンボマチ）　祖浜町（ソハママチ）　赤浦町（アカウラマチ）

赤浦新町（アカウラシンマチ）　直津町（タダツマチ）　つつじが浜（ハマ）　なぎの浦（ウラ）　小丸山台1丁目（コマルヤマダイ）　小丸山台2丁目（コマルヤマダイ）

小丸山台3丁目（コマルヤマダイ）　石崎町（イシザキマチ）　石崎町香島1丁目（イシザキマチカシマ）　石崎町香島2丁目（イシザキマチカシマ）　石崎町香島3丁目、（イシザキマチカシマ）

和倉町（ワクラマチ）　和倉町ひばり1丁目（ワクラマチ）　和倉町ひばり2丁目（ワクラマチ）　和倉町ひばり3丁目（ワクラマチ）　光陽台（コウヨウダイ）　奥原町（オクハラマチ）

大泊町（オオトマリマチ）　東浜町（トウノハママチ）　黒崎町（クロサキマチ）　花園町（ハナゾノマチ）　山崎町（ヤマザキマチ）　熊淵町（クマブチマチ）　佐々波町（ササナミマチ）　麻生町（アソウマチ）　小栗町（オグリマチ）

清水平町（シミズダイラマチ）　柑子町（コウジマチ）　外林町（ソトバヤシマチ）　庵町（イオリマチ）　江泊町（エノトマリマチ）　大野木町（オオノギマチ）　菅沢町（スガサワマチ）　須能町（スノウマチ）　鵜浦町（ウノウラマチ）

三室町（ミムロマチ）　湯川町（ユカワマチ）　岡町（オカマチ）　町屋町（マチヤマチ）　温井町（ヌクイマチ）　満仁町（マニマチ）　池崎町（イケザキマチ）　青山町（アオヤママチ）　旭町（アサヒマチ）　盤若野町（ハンニャノマチ）

東三階町（ヒガシミカイマチ）　西三階町（ニシミカイマチ）

○田鶴浜町（17字）

舟尾（フノオ）　川尻（カワシリ）　垣吉（カキヨシ）　新屋（アラヤ）　田鶴浜（タツルハマ）　三引（ミビキ）　高田（タカタ）　杉森（スギモリ）　大津（オオツ）　白浜（シラハマ）　深見（フカミ）　西下（ニシシモ）　吉田（ヨシタ）

伊久留（イクロ）　七原（シツハラ）　東山（ヒガシヤマ）　上野ヶ丘（ウワノガオカ）

○中島町（36字）

瀬嵐（セアラシ）　鹿島台（カシマダイ）　長浦（ナガウラ）　深浦（フカウラ）　小牧（オマキ）　外（ソデ）　田岸（タギシ）　横見（ヨコミ）　別所（ベッショ）　呉竹（クレタケ）　河内（カワチ）　大平（オオダイラ）　古江（フルエ）　鳥越（トリゴエ）

西谷内（ニシヤチ）　藤瀬（フジノセ）　町屋（マチヤ）　上畠（ウワバタケ）　北免田（キタメンデン）　横田（ヨコタ）　宮前（ミヤノマエ）　谷内（ヤチ）　山戸田（ヤマトダ）　上町（カンマチ）　浜田（ハマダ）　中島（ナカジマ）　崎山（サキヤマ）

奥吉田（オクヨシタ）　河崎（カワザキ）　豊田町（トヨタマチ）　豊田（トヨタ）　土川（ツチカワ）　外原（ソドハラ）　筆染（フデゾメ）　笠師（カサシ）　塩津（シオツ）

○能登島町（21字）

祖母ヶ浦（バガウラ）　八ヶ崎（ハチガサキ）　鰾目（エノメ）　長崎（ナガサキ）　小浦（オウラ）　野崎（ノザキ）　日出ヶ島（ヒデガシマ）　二穴（フタアナ）　向田（コウダ）　曲（マガリ）　佐波（サナミ）　島別所（シマベッショ）　南（ミナミ）

無関（ムセキ）　閨（ネヤ）　半浦（ハンノウラ）　須曽（スソ）　通（トオリ）　久木（クキ）　田尻（タジリ）　百万石（ヒャクマンゴク）

※ フリガナについては、石川県市制条例及び石川県町制条例中、「市町村の町又は字の名称」による。

類似町・字の抽出（4例）

「町屋町」（七尾市）　と　「町屋」（中島町）

「島別所」（能登島町）　と　「別所」（中島町）

「吉田」（田鶴浜町）　と　「奥吉田」（中島町）

中島町にある「豊田」　と　「豊田町」

協議参考資料

町・字の取扱いについて

	想定されるメリット（利点・長所）	想定されるデメリット（欠点・短所）	備　　考
自治体名を残さない	①　住民に与える新市誕生の印象が強く、新市における一体感が早急に醸成される。 ②　新市の誕生を全国的にアピールすることができる。 ③　住居表示が短くなる。（書く時間短縮、住所表示がシンプルになる。） ④　旧自治体名を残さないことにより、特産品や観光等で新たな創意工夫が生まれる。	①　地域性が薄れてしまう可能性がある。 ②　地域がどこなのか認識されるのに時間を要する。 ③　対外的なアピールを最初から始めなければならない。	・　合併においては、自治体名を残さないのが原則であり、過去（昭和の合併等）においてもそうだった。
自治体名を残す	①　新市の内外に、旧自治体名が浸透している。 ②　現状に近く違和感がない（心理的に抵抗がない）。 ③　特産品などの地域ブランド名が確保される。 ④　観光地、史跡等の名所案内に変更が生じない。	①　合併の意義である省力化に反し、住民には合併の意義が希薄になるのでは。 ②　旧自治体名が残れば、枠組みにこだわり、新たな連帯感が生まれにくい可能性がある。 ③　住居表示が長くなる。（3町は変わらないが。）	・　3町は「鹿島郡」を「〇〇市」に置き換えるのみ ・　七尾市は「〇〇市七尾☆☆」となり若干長くなる

協議第１４号

協議項目　慣行の取り扱いについて

　市章や憲章は、新市のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く制定または、統一することが望ましい。

調整方針(案)

１　新市の市章、市民憲章、市の花木等及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。

２　新市の都市宣言及び表彰制度については、新市において調整し、定めるものとする。

協議参考資料

項目		七尾市	田鶴浜町	中島町	能登島町
市町章	制定時期	昭和15年2月22日	昭和40年4月19日	昭和31年6月23日	昭和40年3月2日
	概要	（由来） 七尾市章は、海運界に強大な勢力を持って、海外に活躍した七尾商人の船印として用いられた薬草丁子の花（マライ郡島産）を型どったもので七尾町章に採用し、さらに市制が実施されたとき、応永5年から七尾城主として能登を守護した畠山家の紋章（丸に二ぴき）を配して七尾市章としたものです。	下記の雛型の徽章をもって田鶴浜町の町章と定め 「たつるはま」の た の字を図案化し、田鶴浜の大空に雄々とはばたく長寿の鶴をシンボルとし、町民の幸福を願ったものです。	「中」の字を図案化したもので、左側に「シ」、右側に「マ」を配し、中心の上部は町の飛躍発展を、丸は中島町の平和を表したものである。	太線は、ひらがなの「のと」を表します。 中央の三本線は合併した旧の3村（東島村、中乃島村、西島村）を意味しますが、周囲を海でかこまれていることから波を模した意味も含めます。 紋章は青色とします。
市町民憲章	制定時期	昭和43年6月17日	昭和54年3月19日	昭和59年9月22日	昭和60年3月25日
	趣旨	（前文） わたくしたちは、市民のしあわせをねがい、市民の総意による憲章を制定し、ひらけゆく日本海時代にそなえて産業をおこし、港と観光を中心とした近代都市を築き、飛躍的発展を期して力強く実践していきたいと思います。	（前文） 緑の山と豊かな水にはぐくまれ歴史と伝統を有する田鶴浜町の町民であることに誇りをもち、より明るく住みよい町をつくるためこの憲章を定めます。	緑なす山なみ、清き流れ、波静かなる海、みのり豊かなふるさとを愛し、万葉ゆかりの歴史と伝統をうけつぐ中島町民であることに誇りをもち、人びと相和して住む町づくりをめざし、この憲章を定め実践することを誓います。	縄文の時代からひらけ、美しい自然と先人達の文化遺産の中にはぐくまれて来た私達の郷土、能登島・・・　ここに生きる大きなよろこびと誇りを感じ、さらに住みよい豊かな町づくりを願って、自ら進んで、皆んなで力を合わせて、たくましく未来に向って生きようとめざす私達の誓いです。
	内容	（本文） １ 港と産業の発展するまちをつくりましょう。 ２ 自然を愛し観光のまちをつくりましょう。 ３ 緑と花の美しいまちをつくりましょう。 ４ スポーツを盛んにし健康なまちをつくりましょう。 ５ 青少年の伸びゆく若いまちをつくりましょう。 ６ きまりを守り平和なまちをつくりましょう。 ７ よく働き、助け合う住みよいまちをつくりましょう。	（本文） 一　私たちは、自然を愛し環境の美化につとめ住みよい郷土を築きます。 一　私たちは、責任を果し人情豊かな助けあう郷土をつくります。 一　私たちは、教養を高めよい風習を育て文化の香る郷土を築きます。 一　私たちは、家庭を大切にし若い力を伸ばし夢と希望のある郷土を築きます。 一 私たちは、心身を鍛え勤労を尊び活力ある郷土を築きます。	一 自然を愛し、美しく住みよいまちをつくります。 一 仕事に励み、豊かで活力あるまちをつくります。 一 教育を盛んにし、文化の香り高いまちをつくります。 一 心身を鍛え、健康で明るいまちをつくります。 一 先人に学び、若人に夢のあるまちをつくります。	１ まもろう　美しく豊かな　自然と人情を ２ きずこう　活気あふれる　ふるさとの産業を ３ きたえよう　正しくたくましい　心と体を
市・町の花	制定時期	昭和43年6月17日	昭和54年3月19日	昭和59年9月22日	昭和49年7月14日
	花名	つつじ　［奨励花　すみれ（春）・サルビア（秋）］	サツキ	ササユリ	おにゆり
市・町の木	制定時期	平成2年4月1日	昭和54年3月19日	昭和59年9月22日	昭和60年4月3日
	木名	たぶのき	モ ミ	ス ギ	赤 松
市・町の鳥	制定時期	平成2年4月1日		平成2年9月28日	昭和60年4月3日
	鳥名	かもめ	な し	カワセミ	キ ジ
市・町の魚	制定時期	平成2年4月1日		平成2年9月28日	昭和60年4月3日
	魚名	た い（鯛）	な し	クロダイ	カワダイ
市・町歌等	制定時期	昭和43年6月17日			
	題名等	七尾市歌	な し	な し	な し

協議参考資料

項　目	七　尾　市	田　鶴　浜　町	中　島　町	能　登　島　町
宣言等	交通安全都市宣言（S37.2.13） 公明選挙都市宣言（S38.3.19） 世界連邦平和都市宣言（S39.12.20） 青少年を守る都市宣言（S41.4.13） 健康都市宣言（S53.7.5） 平和都市宣言（S61.3.24） ゆとり都市宣言（H2.3.27） 男女共同参画都市宣言（H14.3.24）	な し	な し	な し
表彰制度	・七尾市表彰規則 ・七尾市文化産業賞条例 ・七尾市農林漁業功労賞、技能功労賞、地場産業奨励賞表彰要項 ・七尾市名誉市民条例	・田鶴浜町表彰条例 ・田鶴浜町表彰条例施行規則 ・田鶴浜町芸術文化表彰要項 ・田鶴浜町名誉町民条例	・中島町表彰条例 ・中島町名誉町民条例	・能登島町表彰条例 ・能登島町自治功労者規程 ・能登島町名誉町民条例
	（名誉市民） 故　大森玉木氏（昭和39. 1. 9逝去） ・昭和39年2月18日推挙 衆議院議員 北海道開発政務次官等歴任 益谷秀次氏（昭和48. 8.18逝去） ・昭和39年2月18日推挙 衆議院議員 建設大臣等歴任 畠山一清氏（昭和46.11.17逝去） ・昭和41年9月30日推挙 荏原製作所創立 七尾城資料館の建設資金寄附 池田文夫氏（昭和62.11.24逝去） ・昭和59年6月27日推挙 和光紡績創設 紡績産業技術の振興に貢献 杉森久英氏（平成 9. 1.20逝去） ・平成4年3月24日推挙 伝記文学の第一人者として、活動及び県市文化行政への貢献	（名誉町民） チャールズ・ブラック氏・平成13年11月3日贈呈 モーガンタウン市と姉妹提携 モーガンタウン市長 小松改造氏　・平成13年11月3日贈呈 北陸ハ-ネス株式会社田鶴浜工場開設 神野正一氏　・平成13年11月3日贈呈 恵寿病院田鶴浜診療所開設 特別医療法人財団董仙会会長	（名誉町民） 仲代達矢氏　・平成7年5月13日認定 演劇の町として中島町の個性の創造に卓絶した功績	（名誉町民） 山田裕次郎氏（昭和40.11.27逝去） ・昭和39年12月28日推戴 日本医師会最高有効賞受賞 北国文化賞受賞 故　青山憲三氏（昭和28. 1.27逝去） ・昭和47年8月20日推戴 衆議院議員内務参与官 帝国水産会会長 全国漁協連会長 故　青山正一氏（昭和47. 6. 6逝去） ・昭和47年8月20日推戴 京都府漁連会長 参議院議員 北海道開発政務次官 青山征二氏（平成 5.11.14逝去） ・昭和63年1月4日推戴 石川県議会議長 全国漁港協会理事 能登島交通株式会社社長 立野一郎氏　・平成8年6月20日推戴 発明考案功労賞 健康振興功労賞 株式会社ユニオン会長